

事務連絡
令和5年3月24日

各都道府県、政令指定都市 密集市街地対策担当者 殿

国土交通省住宅局市街地建築課

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の改正について

令和5年3月23日付で、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令」が公布されたので、周知する。

今般の改正は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第4条第1項に規定する建替計画（以下「建替計画」という。）の認定申請手続きを合理化し、建替計画の一層の活用を図るため、下記のとおり、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成9年建設省令第15号）第1条に規定する申請書に添える図書（以下「申請添付図書」という。）の見直しを行うものである。

貴職におかれては、同制度及び本省令改正について円滑な運用に遺憾のないようにされたい。

なお、都道府県におかれては、本省令改正も契機とした建替計画の積極的な活用が図られるよう貴管内市町村に対してこの旨周知徹底お願いするとともに、建築行政部局等を通じ特定行政庁等の関係機関に対しても同様に対応されたい。

記

1. 施行日

令和5年4月1日

2. 改正の概要

申請添付図書について次のとおり見直しを行い、建替計画の認定申請に係る手続きの合理化を図る。

- ・申請添付図書から、「除却する建築物についての各階平面図及び二面以上の立面図」を削除する
- ・配置図に明示すべき事項として、「敷地の道路に接する部分及びその長さ」を追加する

3. 省令改正に関する資料

- ・認定建替計画制度の概要及び新旧対照表（別紙）